

平成26年度第5回 富士見市こども家庭福祉審議会会議録要旨

<日時> 平成26年10月8日(水) 午後1時30分～4時

<開催場所> 中央図書館 視聴覚ホール

<出欠状況>

関	矢島	石川順	林	石川泉	島田	吉原
○	○	欠席	○	欠席	○	欠席
細野	小栗	菅井	松村	河本	増淵	秋元
欠席	○	○	○	○	○	○
加光	中村					
欠席	欠席					

<事務局>

子育て支援課長 保育課長 子育て支援課副課長 保育課副課長  
保育課主査

<傍聴人>

0名

<次第>

1 開 会 子育て支援課長

2 あいさつ 省略

3 議 題

(1) 子ども・子育て支援事業計画第3～6章について

(量の見込みに対する確保方策・提供体制を含む)

(2) その他

4 事務連絡

5 閉 会

<議事>

**(1) 子ども・子育て支援事業計画第3～6章について  
(量の見込みに対する確保方策・提供体制を含む)**

事務局より説明

【会 長】事務局から変更があった部分の説明がありました。この部分について質問があればお願いします。

【事務局】基本理念については前回ご意見を頂き、こういう形にしましたが、よろしいでしょうか。

【委 員】このほうが良いと思います。「子育て 子育て とともに輝く」に

なっていました、「育つ」のほうが、育つことを表していると思います。

【委員】P40「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域協議会）」とありますが、現在は「子どもを守る地域協議会」に変更になりましたので、括弧書きを逆にしたほうがいいと思います。

【委員】随所に「学校教育」という表現があります。教育に関わっている方はここでいう「学校教育」が幼稚園ということが分かると思いますが、一般の人たちは学校教育は小学校からというイメージなので、何か工夫を加えられないかと思います。

【事務局】P31の「1 学校教育の提供（幼稚園・認定こども園）」として、その後、学校教育という言葉が出てきますので、「幼児期の学校教育」としてその根拠となる法律の条文を最初に入れるように修正します。

【委員】保育園にも同じ年齢の子どもがいて、日々の生活の中で数的なものを学んだり、言葉を学んだりしますが、ここだけを見ると保育園は教育ではないのかと感ずる部分もあり、何かいい表現があればと思います。

【事務局】P31の「第2節 教育・保育事業」の構成は、1「学校教育の提供」、2「保育の提供」となっています。教育と保育との比較ではなく、それぞれの視点で、基となっている法律等を少し入れながら工夫したいと思います。

【委員】親としても保育園と幼稚園の違いを理解しながら情報収集をして、家庭の状況に応じて選択していると思います。時代背景が年々目まぐるしく変わってきていますので、ついていけない部分もあると思いますが、関心があつてそういうニーズを持っている方は、きちんと情報収集されていると思います。

【委員】基本的な考え方としては乳幼児期に何を育てるべきか、育てる基本は惑わされてはいけないと日々感じています。

【委員】P29の差し替えのところに、四角囲みで「平成26年度現在」と入っていますが、本案では何年度のものが入るのですか。

【事務局】最終的に3月ごろに、計画書が出来上がりますが、新しい施設を盛り込んでいく形になります。

【委員】この中に「認定こども園」というくくりもできて、移行する幼稚園がそこに入るかもしれないということですか。

【事務局】資料の平成27年度の「入所の案内」の中に市内施設マップを1枚入れています。これに、今現在ある保育施設も整備中のところも含め、上から保育園、認定こども園、小規模保育施設を入れています。こういう形で、ぎりぎりのところまで入れられるもの、整備ができたものを盛り

込み、地図を完成させたいと考えております。

【委員】施設の移行状況はどうですか。

【事務局】今現在幼稚園が認定こども園に移行すると、国・県・市の運営費総額より、移行した後の運営費総額が約 2,000～2,500 万円減ってしまうと全国的に言われています。「このままでは収入が減り、教育の質が下がってしまう」と各県が内閣府に申し入れをしています。そういう中で、市としては法人さんの意向を尊重するというスタンスですので、最終的にはもう少し時間が必要になるかと考えています。これは消費税 10%になるかどうかにも連動していますので、国の判断待ちの状態です。

【会長】それは、新聞でも「こども園、補助金で迷走」と取り上げています。

【委員】P42、一時預かり事業の「見込み量・確保策」の 2号認定の数字が前回資料と違いますが、何か理由がありますか。

【事務局】P32 の見込み量と連動しています。P32 の平成 27 年度の 2号の下に赤字で「-180」とあります。②の幼稚園・認定こども園に「45、70」とありますが、その 180 人の方々については各幼稚園の一時預かり事業で対応していただくこととなります。また、P42 の「需要量及び提供体制」という表の平成 27 年度の「2号認定による利用」は前回 61,250 でしたが、そこから 70 名の年間開園日約 245 日分を引いて 44,100 となりました。

【委員】P35 の「見込み量・確保策」の赤字の文章では「整備していきます」と結んでありますが、P41 の「子育て支援センター」の（1）には、本市の平成 26 年度の提供体制は公立 1 か所、私立 7 か所とあります。十分な手厚い支援がなされているように感じますが、あえてこれを掲げているのは何か意味があるのでしょうか。

【事務局】P35 の「利用者支援」のところは「子育てや、幼児教育・保育などに関する相談」ということで、現在、保育課の職員でも対応していますが、保育所への入所申し込みをされる方も週 5 日働く方、週 2 回働く方、時間が短い方など、それぞれ事情が違いますので、その方々の事情をくみ取った上で必要な保育を提供していきます。保育課だけでなく、もう 1 か所でそういう相談を受けられる体制を整備していきたいということです。

P41 の子育て支援センターについては、今、市内に 8 か所ありますが、

小さいお子さんを連れてお母さん方が利用され、気軽に相談できる場所、遊びに行ける場所が必要とされています。そのようなことから今後も整備はしていきたいと考えています。

【事務局】P35の利用者支援とは、保育に関する案内や相談を専門的に行う「コンシェルジュ」の事業と位置づけられています。P41のほうは、従来どおりの子育て相談等を行っていく支援センター機能ということで、二重ではないことをご理解いただきたいと思います。

【委員】よく分かりました。

【委員】P30、「認定区分と提供施設」の表中の「両親共無業」とは無職という意味ですか。無業という言葉は分かりにくいと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】無業という言葉は国で使っているようですが、無職のほうが分かりやすいので、修正します。

【委員】P45、「これまでの実績」の表の左下に「受診率(①÷②×100%)」となっていますが、100%は1なので「%」を括弧の外に出されたいと思います。

【委員】P32やP34の表中にある「量の見込」を「量の見込み」と送り仮名を入れたほうが良いと思います。また、P32の表は②の合計があったほうが良いと思います。できれば3桁ごとのカンマがあれば見やすいかと思います。

【委員】P41、7の(1)の赤字部分に「私立7か所(民間保育園に併設)」とありますが、本市の市立保育園は7か所以上ありますので、この保育園か表記されればありがたいと思います。

【事務局】今、言われたところに固有名詞を入れると、全部に入れなければ統一性がなくなってしまうため、この計画では区域設定のところ以外は「何か所」という書き方をさせていただいています。

【委員】P33やP34にある「地域型保育事業(小規模保育施設等)」というのは0～2歳ですか。

【事務局】P34の見込み量の③地域型保育事業については、基本的に0～2歳の保育をしていただくところです。

【委員】他市ですが、今、家庭保育室にいて、いずれ希望する保育園に移行したいという方が、家庭保育室の先生から、その保育園と提携していないので推薦できないと言われたそうです。そういうことがあるのでしょうか。

【事務局】新しい制度では、小規模保育施設について、保育園や幼稚園な

どの連携施設等を卒園後の行き先として確保しておくことが決められています。その中でも、他の保育園や幼稚園がいいという方は市に申し込んでいただき、入所の選考をする形になりますので、連携していないので入れないということはありません。

【委員】P34の表の2号の③地域型保育事業は「0」となっていますが、0～2歳と限定しているのであれば、横棒か斜線にしたほうがいいと思います。

【事務局】1つだけ特例があります。2歳で卒園した後、3歳以降は別の施設に申し込むか連携施設にということですが、あと1年、その施設に預けたいと希望された場合、入れることもありますので、「0」にならないことも想定されます。

【会長】それでは、「第5章 施策の展開」について、事務局から説明をお願いします。  
事務局より説明（第5章）

【会長】第5章については、過去に私たちが目を通して評価してきたものですが、質問があれば、お願いします。

【事務局】4年前につくられた施策名や内容ですので、現在の言葉とそぐわないような表現等があれば、ご意見を頂ければと思います。

【委員】P58、「4. ひとり親家庭の自立支援」のNo.1、「ひとり親家庭への生活支援の充実」の施策の概要を見ると、「母子家庭または父子家庭に対し就労支援をはじめとした自立支援事業を継続するとともに、ひとり親家庭に対して」とありますが、あえて「母子家庭、父子家庭」を入れてあるのでしょうか。「ひとり親家庭」で統一できないのですか。

【事務局】後段の「ひとり親家庭に対して」は不要なので削除します。もともとは母子家庭のことでしたが、特に区分けはありません。

【事務局】5年前と比べると父子家庭を徐々に手厚くして、父子家庭にも児童扶養手当を支給するようになったり、自立支援のための教育の対象になったりと、今は母子と父子と対等になっています。

【委員】お父さんでもお母さんでもないけれど、保護者が一人で子どもを育てている場合があり、その方にも支援があるという意味で、あらためて「ひとり親家庭に」とされたと考えました。

【事務局】その通りです。本当は「母子家庭、父子家庭等」なのです。数は少ないのですが、両親が亡くなられて祖父母が育てている場合など

は、法律的にも養育者として認められており、その部分も入っています。

【会長】第6章については、まだ、熟成されてないということですので、次回の提案を待つこととします。

(2) その他

事務局より説明（放課後児童クラブ入室のしおり）

#### 4 事務連絡

【事務局】広報 11月号に、新制度についてや利用の手続きについて、また、パブリックコメント実施の案内も併せて載せる予定です。パブリックコメントの日程は未定ですが、広報でお知らせします。

#### 5 閉会 副会長